

総務教育常任委員会資料

(令和8年3月23日)

〔件名〕

- ・「県民への誓い」の見直しについて
【人事企画課】・・・2
- ・誰もが働きやすく活躍できる職場推進プログラム（特定事業主行動計画）の策定について
【人事企画課】・・・3
- ・第2期鳥取県公共施設等総合管理計画（案）のパブリックコメントの実施結果について
【行財政改革推進課】・・・4
- ・鳥取県県有施設中長期保全計画の改定について
【営繕課】・・・6

総 務 部

「県民への誓い」の見直しについて

令和 8 年 3 月 2 3 日
人 事 企 画 課

平成 22 年 1 月に制定した「県民への誓い」について、制定当時からの変化等を盛り込む形で見直しを行い、令和 8 年 4 月 1 日より施行しますので、御報告します。

1 見直し後の「県民への誓い」

県民への誓い

私たちは、県民のために全力で働きます。

県民の信頼に応えるために

- 法令を遵守し、高い倫理観のもと、公正、公平で誠実に仕事をします。
- 県民の大切な公金をムダにせず、情報を公開し、説明責任を果たします。

県民の豊かで幸せな生活をめざして

- 県民の希望に寄り添い、県民とともに行動します。
- 前例にとらわれず、迅速かつ柔軟に改革し挑戦します。
- 仕事のカイゼンを進めるとともに、職務環境の向上を図ります。
- 人権が尊重され、誰もがネットも含め大切にされる鳥取県づくりを進めます。

2 見直しのポイント

- ・「高い倫理観」…………… 法令遵守はもちろんのこと、セクハラ、パワハラ等、不適切な行為は絶対に行わない倫理観が必要であることを表現した。
- ・「県民の希望に寄り添い、県民とともに行動」…………… 多様な手法により県民の意見を聴き、県民との協働を大切にする姿勢を表現した。
- ・「迅速かつ柔軟に」…………… 何事も迅速に行動しつつも、臨機応変に対応することが大切であるという思いを込めた。
- ・「改革し挑戦します」…………… 変化を厭わず既存の枠から脱して一步踏み出す姿勢を表現した。
- ・「仕事のカイゼンを進めるとともに、職務環境の向上を図ります。」…………… 業務改善の推進と、働き方改革を行っていくことでより良い仕事につなげる思いを込めた。
- ・「人権が尊重され、誰もがネットも含め大切にされる鳥取県づくりを進めます。」…………… インターネット上の誹謗中傷やフェイク情報等による人権侵害事案を発生させず、多様な人々が安心して過ごせるようにするとの決意を表現した。

3 「県民への誓い」について

(1) 制定の経緯

平成 21 年度の会計検査院の指摘及び物品購入に係る自主調査によって不適正な経理処理が明らかになったことを受け、県全体でコンプライアンス向上に取り組み、県民の信頼を回復するため、職員一人ひとりが県職員の基本的な役割を改めて確認し、誠実に職務にあたるため、職員共通の規範として制定したものの。

(2) 各職場・各職員が「県民への誓い」を心掛けるために行っている取組

- ・「県民への誓い」を執務室内のよく見える場所に掲示
- ・「県民への誓い」の縮小版を印刷して携帯、名札や職員証の裏に貼付
- ・毎朝の朝礼での唱和 等

(参考) 見直し前の「県民への誓い」 ※平成 22 年 1 月制定

私たちは、県民のために全力で働きます。

県民の信頼に応えるために

- 法令を遵守し、公正、公平で誠実に仕事をします。
- 県民の大切な公金を一円もムダにしません。

県民の豊かで幸せな生活をめざして

- 県民の声を聴き、県民の視点に立って行動します。
- 情報を公開し、説明責任を果たします。
- 前例にとらわれず、業務改善と県民生活向上を進めます。

誰もが働きやすく活躍できる職場推進プログラム（特定事業主行動計画）の策定について

令和8年3月23日

人事企画課

令和8年度から12年度を対象とした「誰もが働きやすく活躍できる職場推進プログラム」（特定事業主行動計画）の概要について報告します。

※鳥取県特定事業主行動計画（「輝く女性活躍推進プログラム」（女性活躍法）及び「子育てに優しい職場づくり推進プログラム」（次世代育成法））の計画期間満了に伴い、両プログラムを統合し、数値目標の見直し等を行った上で次期計画を策定

1 現状及び次期計画（R8～12）の概要

現行計画の構成は踏襲した上で、数値目標を引上げ等し、誰もが働きやすく活躍できる職場づくりを推進する。

項目		現行目標	実績	新規目標	備考
①女性職員の活躍推進	係長級以上（管理的地位）の女性職員の割合	37%以上 (R7)	37.9% (R7)	40.4%以上 (R12)	近年の伸び率を踏まえて引上げ
	課長級以上（管理職）の女性職員の割合	25%以上 (R7)	29.0% (R7)	33.6%以上 (R12)	
	採用する職員に占める女性職員の割合	50%以上を維持 (毎年度)	52.1% (R6)	50%程度を維持 (毎年度)	直近5年は毎年50%以上
②仕事と生活の両立	男性職員の育児休業の取得割合	100% (R7)	91.2% (R6)	100%を定着 (毎年度)	100%の定着を目指す
	男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得割合	100% (R7)	97.2% (R6)		
	職員1人当たりの月平均時間外勤務	10時間以内 (R7)	13.2時間 (R6)	10時間以内 (R12)	未達のため、現行目標を継続
	職員の年次有給休暇等（夏季休暇を含む）の取得日数	17日以上 (R7)	18.4日 (R6)	20日以上 (R12)	目標を達成したため引上げ

※①は、各任命権者（警察本部を除く）との一体的な目標

⇒女性登用率は全国トップであり、さらなる登用を目指す。

【県全体の管理職の女性職員の割合（内閣府調査：R7.4.1現在）】

区分	第1位	第2位	第3位
都道府県名	鳥取県	福井県	徳島県
管理職の女性職員の割合	26.6%	22.1%	21.7%

※教育委員会、病院局、**警察本部を含む**県全体の管理職に占める女性職員の割合（警察本部を含むため、上記実績（29.0%）と割合が異なる）

（参考）国の第6次男女共同参画基本計画における目標値 ⇒本県はいずれも達成済

項目	成果目標（期限）	地方公務員の現状
都道府県の各役職段階に占める女性職員の割合		
本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合	<u>13%（令和12年度末）</u>	令和6年：9.4%
本庁課長相当職に占める女性の割合	<u>20%（令和12年度末）</u>	令和6年：15.4%
本庁課長補佐相当職に占める女性の割合	<u>28%（令和12年度末）</u>	令和6年：23.4%
本庁係長相当職に占める女性の割合	<u>30%（令和12年度末）</u>	令和6年：23.3%
都道府県の地方公務員採用試験（全体）からの採用者に占める女性の割合	<u>40%以上（毎年度）</u>	令和5年度：40.9%
都道府県の地方公務員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	<u>40%以上（毎年度）</u>	令和5年度：38.5%

第2期鳥取県公共施設等総合管理計画（案）のパブリックコメントの実施結果について

令和8年3月23日
行財政改革推進課

平成27年度に策定した「鳥取県公共施設等総合管理計画」について、現計画の計画期間が満了することから、第2期計画の案を作成しパブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 3月4日（水）から3月18日（水）まで
- (2) 実施方法 県ホームページ、県庁県民課や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集
- (3) 意見総数（応募件数） 96件（93件）※電子アンケートによる意見を含む

<内訳>

項目	件数
計画全般に関する意見	37件
公共建築物に関する意見	52件
土木インフラに関する意見	1件
その他（計画とは直接関係しない意見）	6件

2 主な意見と対応方針

※凡例 … 「反映する」：計画に反映するもの 「対応済」：計画に盛り込んでいるもの 「その他」：御意見として何うもの

(1) 計画全般に関する意見

意見等の内容（要旨）	対応方針	意見に対する県の考え方
公共施設の維持管理にコストが必要なことを特に若い世代に周知すべき。	反映する	計画による取り組みを推進するためには県民の理解も必要であることから、公共施設の利用状況や老朽化等の状況について分かりやすい情報発信を行うことで、県民の理解醸成を図ることを第2期計画に記載するとともに実行する。
公共施設の利用状況や築年数等を県民に広く広報すべき。	反映する	
県民の意見を取り入れながら取り組んでほしい。	反映する	

(2) 公共建築物に関する意見

意見等の内容（要旨）	対応方針	意見に対する県の考え方
維持管理費を支出してまでも必要な施設かどうか見極め、費用に見合わない施設については除却や別の活用法を検討し、無駄を減らしてほしい。	対応済	資産価値に見合わない利用状況となっている施設については売却を促進し、施設の保有量の縮小と維持管理費用の縮減を行っている。
公共施設の民間への売却を進めるべき。	対応済	
行政が公共施設を保有せず、借りるなどして柔軟に廃止できる仕組みが大切ではないか。	反映する	県立ハローワークといった小規模な施設では民間施設を間借りするといった取組を実施している。施設整備が必要となった際には施設借り上げなど公共施設の非保有手法についても検討することを第2期計画に記載する。
公共施設は縮減するだけでなく、必要なものは改修・新設してほしい。減らす一方では人や賑わいも減ってしまう。	対応済	適切な行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくために、公共施設の利用状況やニーズ等、施設ごとに異なる状況をさまざまな観点から検討し、縮小・統合・廃止等により公共施設等の最適化を図る。
利用率が低い施設は削減や近隣施設との統合を検討することはありだと思うが、高齢者や子どもは車の運転ができない場合も多く、一定の距離に施設を保持する事が必要な場合もある。	対応済	

(3) 土木インフラに関する意見

意見等の内容（要旨）	対応方針	意見に対する県の考え方
道路を新たに作るのではなく、今あるものを直していくことに注力すべき。技術者不足でもあり、仕事を絞って人口減少社会に対応すべき。	その他	人口減少が進む中であっても、地域の社会経済活動や安全・安心を確保するため、既存道路などの機能維持はもとより、新たなインフラ整備も不可欠である。 このため、新技術の導入による維持管理の効率化や生産性の向上に取り組むとともに、建設業を担う人材を育成し、持続的に機能する社会基盤の形成を図る。

3 第2期鳥取県公共施設等総合管理計画（案）について

別添のとおり

【参考】第2期計画の概要

1 計画期間 令和8年度～令和27年度（20年間）

2 基本方針（主なもの）

<公共建築物>

方針1：保有総量の最適化 ○今後の社会情勢や施設の利用状況・ニーズ等の変化を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう縮減・最適化を図ります。
方針2：効率的な利用 ○売却が困難な未利用財産は、貸付を行うなど効率的な利用を図るとともに、維持管理費用の抑制を図ります。
方針3：長寿命化・維持管理費の抑制 ○計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

<土木インフラ>

方針1：メンテナンスサイクルの構築 ○持続可能なメンテナンスサイクル【点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次回点検）】を確実なものとするため、点検・診断、修繕履歴等のデータを一元管理するデータベースの構築を推進します。
方針2：財政負担の縮減及び平準化と財源の確保 ○従来の事後保全から予防保全型メンテナンスへの転換をより一層推進し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減・平準化を図ります。
方針3：適切な維持管理体制の整備 ○県庁内の部局横断的な連携に加え、国や市町村、さらには大学等の研究機関、民間事業者、地域住民など、多様な主体との連携・協同体制を目指します。

3 数値目標

<公共建築物>

- ・令和6年度末の施設数を20年間で10%削減を目指します。
- ・令和6年度末の総延床面積を20年間で5%削減を目指します。

<土木インフラ>

- ・平成27年から40年間で必要なトータルコストは、予防保全型の老朽化対策への転換等により、第1期計画策定当初から15%の削減を目指します。

4 第1期計画からの変更点

- ・計画期間を20年間とし、5年毎に見直しを行うこととする。
令和8年度～令和27年度までの20年間（現行：平成28年度～令和7年度までの10年間）
- ・施設の使用目標年数の10年前を目途に施設の在り方検討（存廃を含む）を開始することとする。
- ・公共建築物における数値目標について、新たな期間で数値目標を設定する。
○令和6年度末（現行：平成27年末）の施設数を20年間（現行：30年間）で10%削減
○令和6年度末（現行：平成27年末）の総延床面積を20年間（現行：30年間）で5%削減

鳥取県県有施設中長期保全計画の改定について

令和8年3月23日
営 繕 課

本計画は、主要な県有施設（建築物）の長寿命化を図り、中長期的な改修・更新費の平準化及び改修経費の削減を目的として、平成29年2月に「鳥取県公共施設等総合管理計画」の下位計画として策定したものです。

この度、上位計画の改定に合わせ、本計画（主計画）についても改定しましたので報告します。

1 改定概要

（1）改定項目

- ・計画対象期間を現計画2041（令和23）年度から10年間延長し2051（令和33）年度までとしたことにより、改築の時期を踏まえた内容とした。
- ・標準的な使用目標年数を基に施設の個別状況に応じた使用目標年数を新たに設定できるようにした。
- ・上記のとおり使用目標年数を設定することで、改修工事等の集中を避けることにより、財政負担の平準化を図ることができるようにした。

（2）対象施設

知事部局の施設のうち維持修繕費が財政負担に大きく影響する施設、利用者が多く特に安全の確保や利便性を高く保つことが望ましい施設としている。

この度の改定では、2施設を計画の対象外とした結果、対象施設を69施設から67施設としたもの。

対象施設：県庁／総合事務所／とりぎん文化会館／エースパック未来中心／米子コンベンションセンター／夢みなとタワー／とっとり花回廊等

対象外施設：西部福祉保健局／県営皆生屋内プール

2 改定内容

（1）施設の個別事情に応じた使用目標年数の設定

建物の構造別に標準的な使用目標年数を設定し、施設ごとに劣化度調査結果及び立地条件（塩害地域）に応じた使用目標年数とする。更に、使用目標年数に達するまでに建物構造体の健全度調査を実施し、使用目標年数の妥当性についての検証を行う。

また、使用目標年数設定の判断材料となる建物の劣化度評価を従来の「一体評価」から「躯体と躯体以外の個別評価」に見直し、建物をより詳細に把握した。

（2）計画対象期間内における経費の削減と平準化

本計画に基づき施設を改修し、使用目標年数を延長することで改築時期を後年度へ延期した場合、2051（令和33）年度までに見込まれる改修経費の削減額は次のとおり。

累計 約 410 億円 (1,797 億円 → 1,387 億円)

(年平均 約 11 億円 (51 億円 → 40 億円))

特に、1970年代後半から1980年代前半及び1990年代後半に建設した建物が多く、改修等の時期が重なるため、施設の劣化状況を踏まえた改修等時期を見直すことにより改修費用等の平準化を図った。

（3）副計画の実施（継続項目）

脱炭素社会の推進に向けた副計画では、以下の2項目について今後も継続して実施する。

- ・照明器具のLED化は、2030（令和12）年度までに全ての県有施設で完了することを目指す。
- ・高気密・高断熱化は、建物の外壁改修等に合わせて断熱化改修を進めることで対応する。

3 今後の方針（計画の運用）

本計画を基礎資料とし、施設の長寿命化を促進するため、5年毎に劣化度調査を実施して改修箇所の優先順位の見直し、改修費用等の平準化を図るとともに、建物の健全度調査結果や「鳥取県公共施設等総合管理計画」で検討される「施設の在り方検討」結果の方針を踏まえ、適宜計画の見直しを行う。